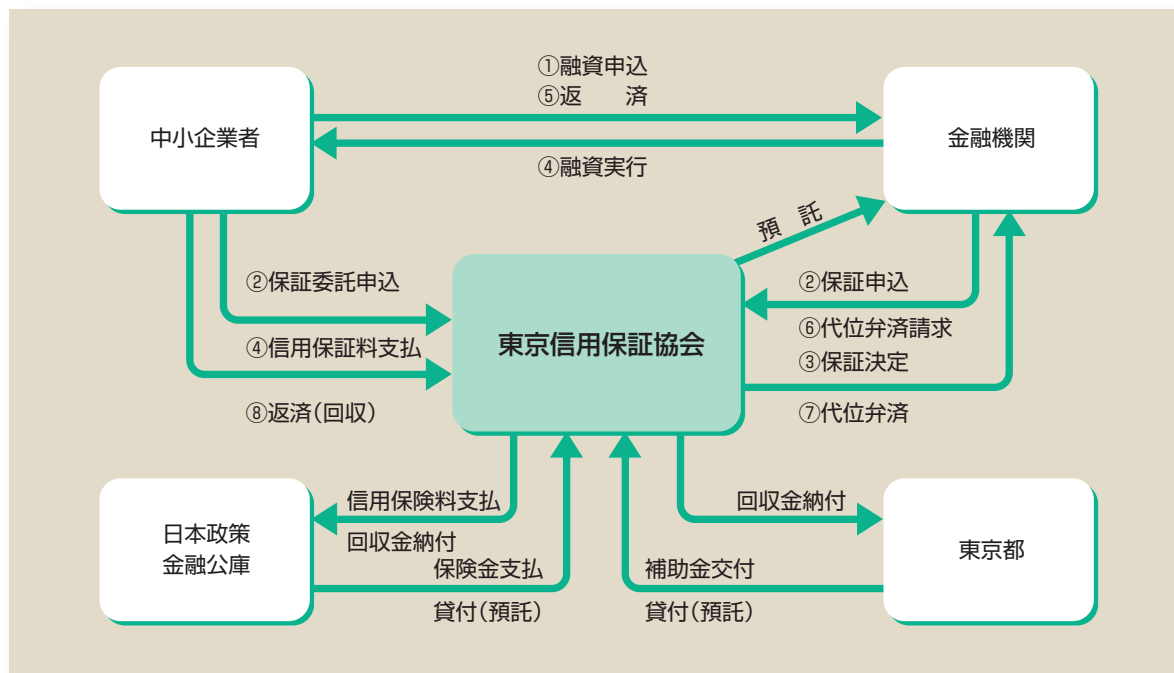


信用補完制度のしくみ

中小企業の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達を目的として私募債を発行するとき、保証協会が保証人となって借入や発行を容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する制度が「信用保証制度」です。この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）という保証協会のリスクを政府全額出資の日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。この2つの制度を総称して「信用補完制度」と呼んでいます。



信用保証制度

信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、当協会の三者です。

- ①～② 中小企業者からの融資申込を受理した金融機関は、当協会に保証申込（保証契約の申込）をします。同時に中小企業者は当協会に保証委託申込（保証委託契約の申込）をします。また、中小企業者が先に当協会に保証委託申込をし、当協会が借入希望金融機関にあっせんする方法もあります。
- ③ 当協会は審査のうえ、信用保証を適当と認めるときは保証します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。融資が実行されたとき（または契約を締結したとき）、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通して当協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が諸事情によって、その借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は当協会に保証債務の履行（代位弁済）の請求を行います。
- ⑦ 当協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わってその金額を金融機関に支払い（代位弁済）ます。
- ⑧ 当協会は、以後、中小企業者の実情に即して回収を図ります。

また、平成13年4月からは、一部債権の管理回収を保証協会債権回収(株)（保証協会サービサー）に委託し、同社と一体となって回収を図っています。

信用保険制度(日本政策金融公庫と当協会の関係)

日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という)と当協会は信用保険契約を締結し、保険契約に基づき日本公庫は当協会の保証に対して保険を引き受けます。当協会は信用保証料から、信用保険料を日本公庫に支払います。日本公庫は、当協会が金融機関に代位弁済したとき、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として当協会に支払います。当協会は代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

東京都と当協会との関係

東京都は都内中小企業者の金融の円滑化を図るため、当協会及び都内金融機関と協調して制度融資を実施しています。東京都は、制度融資の円滑な実施を目的として当協会に対して資金を貸付し、当協会はこの資金を全額、金融機関に預入れ(預託)します。

また、東京都は、都の制度融資で当協会が代位弁済したものについて損失補助契約に基づき、日本公庫の保険でカバーされない部分について、その全部または一部を補助金として当協会に交付します。

令和4年度は、東京都から32億円の補助金の交付を受けました。

当協会は代位弁済後、中小企業者から回収した金額を補助金の受領割合に応じて東京都に納付します。

預託

当協会が金融機関に行う預託は、金融機関が中小企業に対して金融をより積極的に行いやすくする効果と貸出金利を引き下げる効果があります。

預託の原資としては、東京都からの借入金があり、都の制度融資を推進するための預託金となります。

預託は適正保証の推進等を目的に保証付貸出のある金融機関に対して行い、その配分は、保証の量的側面(保証債務残高、保証債務平均残高、保証承諾額または件数)と質的側面(代位弁済率または代位弁済額等)の両方を東京都が考慮して決定しています。

保証協会債権回収(株)との協力関係

当協会が金融機関に代位弁済した後は、中小企業者から直接、当協会へご返済いただくこととなります。この求償債権回収は、信用補完制度の健全性維持、発展のために欠かせない重要な業務です。

平成13年4月、全国の信用保証協会が出資して設立された保証協会債権回収(株)が営業を開始しました。当協会は、無担保求償権の管理回収業務を同社の東京営業所に委託し、同社と一体となって回収を図っています。

同社は、平成14年4月に東京営業所多摩分室を開設、平成15年4月には五反田、錦糸町、上野に分室を開設しお客さまの個々の実情に即したきめ細かな対応のできる態勢をとってきました。しかしながら、第三者保証人や物的担保に依存しない保証が定着し、無担保求償権が増加するのに伴い、無担保求償権回収の最大化・効率化がより一層求められるようになりました。このような背景の中、同社では、組織のスリム化や意思疎通の迅速化を図るため、平成20年3月に上野分室、平成21年3月に五反田・錦糸町分室を廃止し、東京営業所に統合しました。

なお、令和4年度の保証協会債権回収(株)東京営業所による委託回収額は55億円、前年度比104.9%となっています。

信用保証業務の流れ

信用保証の申込には、次の2つの方法があります。

あっせん申込

(保証申込)
お客さまが直接保証協会に申込み方法です。
保証協会のほか、東京都・商工会議所・商工会・商工会連合会・中小企業団体中央会等で受付をしています。

(申込受付・審査)
保証協会では信用保証申込書等の受付後、保証の審査を行います。
経営意欲、事業への取組姿勢、事業経歴、資金の使途、返済能力などを総合的に検討し、保証の諾否を決定します。

(あっせん及び保証決定)
中小企業者の希望する金融機関へ融資をあっせんします。
金融機関の了解後、金融機関に対して信用保証書を発行します。

(融資実行)
金融機関は信用保証書の条件に基づき、中小企業者に融資を行います。
融資実行の際、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通してお支払いいただきます。

(返済)
中小企業者は融資の条件に基づき、金融機関へ返済します。
返済を受けた金融機関は協会へ報告します。

(完済)
借入金の元金・利息の返済完了。

金融機関経由申込

(融資及び保証申込)
金融機関経由で申込み方法です。
金融機関への融資申込と同時に信用保証の申込を行います。

(保証依頼)
融資が適当と判断した金融機関は、受領した信用保証申込書を信用保証依頼書と一緒に保証協会へ送付します。

(保証決定)
金融機関に対して信用保証書を発行します。

(代位弁済)
中小企業者の都合により借入金の返済ができなくなったとき、金融機関は協会に代位弁済請求を行います。
保証協会は中小企業者に代わって代位弁済し、求償権を取得します。

(回収)
保証協会は中小企業者の実情に即した回収を行います。
平成13年4月からは一部債権の回収を保証協会債権回収(株)〈保証協会サービサー〉に委託しています。

ご利用いただける中小企業者

企業規模・業種・所在地等一定の要件を満たした中小企業者の方がご利用になれます。

(1) 企業規模

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数(小規模企業者)
製造業等(建設業・運送業・不動産業含む)	3億円以下	300人以下(20人以下)
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ) (製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下※(20人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下(5人以下)
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下(5人以下)
サービス業	5,000万円以下	100人以下(5人以下)
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下(20人以下)
旅行業	3億円以下	300人以下(20人以下)
宿泊業(旅館業を除く)・娯楽業	5,000万円以下	100人以下(20人以下※)
旅館業	5,000万円以下	200人以下※(20人以下)
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下(20人以下)

※特定非営利活動法人(以下「NPO法人」)の場合、ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)は従業員数300人以下、旅館業は同100人以下となります。また、宿泊業・娯楽業は従業員数5人以下が小規模企業者となります。

- 注1 臨時の使用者、会社役員及び個人事業における家族従業員は従業員数に含みません。但し、パート・アルバイト等名目は臨時雇であっても、事業上不可欠な人員は従業員数に含みます。また、NPO法人の場合、雇用関係のないボランティアは従業員数に含みません。
- 注2 組合の場合は、当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいればご利用いただけます。
- 注3 NPO法人の場合、NPO法人には資本金の概念がないことから、従業員数が該当していればご利用いただけます。
- 注4 資本金が上表の制限を超えている会社で、かつ従業員数が上表の制限の9割を超えている場合(例：製造業271人以上)は、従業員数の確認資料が必要になります。
- 注5 製造業等の「等」とは卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいいます。
【業種例】／建設業(測量業、地質調査業、水路測量業を含む)、不動産業(建売業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産代理業、仲介業、不動産管理業)、運送業、倉庫業、印刷業、出版業、ガス供給業、保険媒介代理業(生命保険、損害保険等)、土石採取業、木材伐出業、鉱業
- 注6 「医業を主たる事業とする法人」とは、医業を主たる事業とする医療法人、社会福祉法人等をいいます。

なお、上記以外でも「中堅企業者」としてご利用いただける場合がございます。

(2) 業種

基本的に商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体(NPO法人を除く)、LLP(有限責任事業組合)等、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業態等についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする業種を営んでいる(または、営む)場合は、当該事業に係る許認可等を受けている(または、受ける)ことが必要です。

(3) 所在地

法人の場合は本店(注1)または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居(注2)または事業所のいずれかを東京都内に有し、事業を営んでいることが必要です。なお、制度要項等で定めがある場合はその定めによります。

(注1)本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

(注2)住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

保証の内容

(1)保証限度額

1 中小企業者に対する保証金額の最高限度額は、普通保証2億円(組合の場合は4億円)に、無担保保証8,000万円を加えた、2億8,000万円(組合の場合は4億8,000万円)が通常の限度額となります。ただし、国の施策による特別の資金を対象とした保証制度もあります。

また、東京都・区市町の制度融資の保証については、それぞれの融資制度要項等に定められている融資限度額が保証の限度となります。

(2)保証期間

保証の形態	資金用途	期 間
個別保証(個々の借入に対する保証)	運転・設備	原則として10年以内 ※長期経営資金(運転15年以内、設備20年以内)など一部10年を超える保証期間でご利用いただける制度があります。
	運 転	30日以上6か月以内(手形・電子記録債権割引)
根(極度)保証	運 転	1年または2年以内
当座貸越根保証	事 業 資 金	1年または2年
特定社債保証	運転・設備	2年以上7年以内(年単位)
流動資産担保融資保証	運転・設備	1年(根保証型: ABL 1)
		1年以内(個別保証型: ABL 2)

(3)資金用途

- ①事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。
- ②資金用途が次のような場合には、対象となりません。

- ア. 生活資金、住宅資金、投機資金
- イ. 既存の借入金返済資金(旧債償還資金)

(ただし、当該金融機関からの既存保証付融資の返済資金や高利の返済資金などで、協会が認めた場合を除きます)

(4)連帯保証人

連帯保証人は、次の基準によってお願いすることになります。

- ①法人の場合…必要となる場合があります。
- ②個人の場合…連帯保証人は原則として不要とします。
- ③組合の場合…必要となる場合があります。なお、転貸資金については、代表理事のほか、転貸先組員（または組員が法人の場合はその代表者）を連帯保証人とします。

なお、平成26年2月1日に適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ取扱いをしていた「経営者保証ガイドライン対応保証制度」を平成29年度末の受付をもって廃止し、平成30年度から、金融機関との連携、財務状況、保全十分な担保提供等一定の要件を充足している場合に経営者保証を不要とする取扱いが可能となりました。

(5)担保について

担保は、次の基準によってお願いすることになります。

原則として保証付融資合計金額8,000万円以下の場合、担保は不要です。ただし、「当座貸越根保証」及び東京都・区市町制度融資等で特別の規定のあるものについては、その要領等の定めるところによります。

なお、保証付融資合計金額8,000万円以下であっても、担保が必要になる場合があります。

*協会が担保として取扱いできるもの。

①不動産

不動産の所在地は、原則として東京駅から概ね半径100km以内の範囲とします。

農地、山林、原野等管理や処分が困難なものは担保とすることはできません。

②有価証券

公債(特殊法人債を含む)、上場会社の株式及び社債に限ります。

③その他

- ・工場抵当、工場財団は必要に応じて取り扱います。
- ・入居保証金は、差入先が上場会社等安定した先の場合に限ります。
- ・東京都制度融資《ABL1・2》等をご利用の場合は、売掛債権や棚卸資産を担保とすることができません。
- 棚卸資産を担保とできるのは、法人に限られます。また、担保とする棚卸資産は、動産譲渡登記を行うことができるものに限られます。

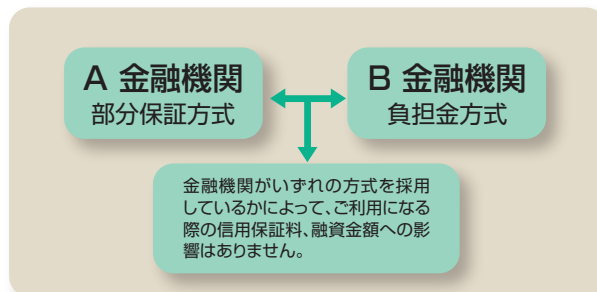
責任共有制度

保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の皆さまに対する融資・経営支援など、より一層適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日から責任共有制度が導入されました。

責任共有制度とは

従来、原則100%保証(全部保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があります。

金融機関が2つのうちからいずれかを選択して採用することとなっています。なお、金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。



【対象となる制度】

原則としてすべての保証が対象となりますが、一部、対象から除外となる保証制度があります。

【責任共有制度対象外となる保証(100%保証)】

1. 経営安定関連保証(セーフティネット保証) 1号～4号及び6号(なお、5号については、平成30年3月31日以前に保証申込の受付がされたものは責任共有対象外)
2. 災害関係保証
3. 創業関連保証(再挑戦支援保証を含む)
4. 特別小口保険に係る保証(中小企業信用保険法第2条第3項第1号～6号の小規模企業者に限る)
5. 事業再生保険に係る保証
6. 小口零細企業保証制度(全国統一の保証制度及び国の制度に準拠した自治体制度)
7. 求償権消滅保証
8. 破綻金融機関等関連特別保険及び破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証(中堅企業特別保証)
9. 東日本大震災復興緊急保証
10. 事業再生計画実施関連保証(責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの)
11. 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型であって、責任共有制度対象外の保証付既往借入金又は危機指定期間内に保証協会が保証申込を受付し、かつ融資実行されたセーフティネット保証5号の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの)
12. 危機関連保証
13. 伴走支援型特別保証制度(令和5年1月10日以降に保証協会が申込受付したもの(セーフティネット保証4号を除く)であって、責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの)

【小口零細企業保証制度の概要】

(令和5年4月1日現在)

ご利用いただける方	従業員数 製造業……20名以下 卸・小売・サービス業……5名以下の法人・個人等(中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者)
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	2,000万円 ※既にご利用いただいている保証付融資残高との合計が2,000万円以内となることが必要です。
貸付形式	証書貸付、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引 ※極度設定のある貸付・割引(根保証形式のもの)は除きます。
融資期間	証書貸付……10年以内(据置1年以内) 手形貸付……1年以内 手形(電子記録債権)割引……6か月以内
返済方法	分割返済または一括返済(期間1年以内)
信用保証料	保証協会所定の料率

★本保証制度は全国統一の保証制度ですが、東京都制度融資の「小口」をはじめ、区市町など各自治体においても国が定めた要件に沿って、同様の制度融資が設けられている場合があります。

信用保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業のお客さまには、協会保証の利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失の補てん・経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

信用保険料を計算する際の保険料率は、国が政令等で規定し、この保険料率の体系を踏まえて全国信用保証協会連合会が中小企業庁の確認のもと、保証料率のガイドラインを作成しています。このガイドラインに基づき、保証協会は保証料率を決定しています。

1. 保証料率体系

特定の保証制度を除き保証料率は、お客さまの経営状況等を踏まえた9区分となっており、中小企業信用リスク情報データベースにより、お客さまの確定決算内容を評価し、料率を決定します。

基本となる保証料率は「責任共有保証料率」で、責任共有制度の対象外となる保証の場合には「責任共有外保証料率」が適用されます。また、保証料率算定の基準となる金額区分は、「責任共有保証料率」、「責任共有外保証料率」とともに、「保証付融資合計額」となっています。

2. 中小企業信用リスク情報データベース

当協会では、保証料率の区分を決定する際、お客さまの財務内容を中小企業信用リスク情報データベース(以下、「CRD」という)により評価しています。CRDとは平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業に関する日本最大のデータベースです。

3. 小口利用等の負担軽減

利用の合計金額が1千万円以下など小口利用の場合は、保証料率を低く設定し、小口利用や規模の小さい事業者の負担軽減を図っています。

また、東京都制度融資については、一般保証の料率よりも引き下げた保証料率が適用されます(一部の料率区分を除く)。

4. 割引制度

保証料率の割引制度として、「会計処理による割引」と「有担保割引」があります。

【その他の割引制度】

次の①、②のいずれかの書類を提出した中小企業者に対して、0.1%の割引が適用される場合があります。

- ①会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類
- ②公認会計士または監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書の写し

※個人事業者、組合、医療法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等は対象になりません。
※一括支払契約保証及び事業承継特別保証(専門家確認)は対象となりません。

【有担保割引】

物的担保を提供していただいた場合に、0.1%の割引が適用される場合があります。

5. 保証料率が一律の保証

セーフティネット保証や流動資産担保融資保証などの特別な保証は、政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

セーフティネット保証等は、政策的な配慮から一律の保証料率で料率が低く設定されていますが、経営状況が良好な中小企業者の場合、一般保証を利用した方が保証料率が低くなる場合もあります。

ご利用に際しては、セーフティネット保証利用のメリットと一般保証を利用した場合の信用保証料のメリット等を考慮のうえ、いずれかを選択していただくことができます。

*個別のケースにつきましては、お問い合わせください。

6. 信用保証料のお支払等

信用保証料は、融資実行と同時(当座貸越根保証は契約締結時)に融資金融機関を通じてお支払いいただきます。その金額は、「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」に記載しています。

保証申込時に「信用保証料分割支払承認依頼書」を提出いただき、保証協会が承認した場合は、信用保証料を分割支払することができます。

7. 信用保証料の計算方法

信用保証料の基本的な計算方法は次のとおりです。

(1)返済方法が満期一括返済の場合(確定日保証の場合を除く)

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月)} \div 12 \quad (\text{円未満切捨て})$$

計算例

$$\text{貸付金額 } 1,200\text{万円} \quad \text{保証料率 } \text{年}1.15\% \quad \text{保証期間}24\text{か月の場合}$$

$$1,200\text{万円} \times 1.15\% \times 24 \div 12 = 276,000\text{円}$$

(2)返済方法が均等分割返済の場合

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月)} \div 12 \times \text{分割係数} \quad (\text{円未満切捨て})$$

計算例

$$\text{貸付金額 } 1,200\text{万円} \quad \text{保証料率 } \text{年}1.15\% \quad \text{保証期間}60\text{か月の場合}$$

$$\text{返済方法 } 1\text{か月目から}60\text{か月目まで}1\text{か月ごと}200,000\text{円割賦}$$

$$\text{分割係数 } 0.55$$

$$1,200\text{万円} \times 1.15\% \times 60 \div 12 \times 0.55 = 379,500\text{円}$$

(3)確定日保証の場合

信用保証料は日割り(年365日の日割り)で算定します

※「確定日保証」とは、保証決定時に予め終期(期日)の具体的日付を特定した保証をいい、貸付根保証、当座貸越根保証、流動資産担保融資保証(ABL)、手形(電子記録債権)割引根保証、手形(電子記録債権)割引個別保証等が該当します。

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(日)} \div 365 \quad (\text{円未満切捨て})$$

計算例

$$\text{当座貸越根保証} \quad \text{貸越極度額 } 1,200\text{万円} \quad \text{保証料率 } \text{年}1.15\%$$

$$\text{融資実行日(貸越契約締結日)} \quad \text{令和}5\text{年}5\text{月}24\text{日}$$

$$\text{期日(満了日)} \quad \text{令和}6\text{年}5\text{月}24\text{日の場合}$$

$$1,200\text{万円} \times 1.15\% \times 365\text{日} \div 365 = 138,000\text{円}$$

8. 信用保証料の返戻

最終約定期限前に保証付融資を完済された場合は、当協会の規定により信用保証料の一部を返戻する場合があります。

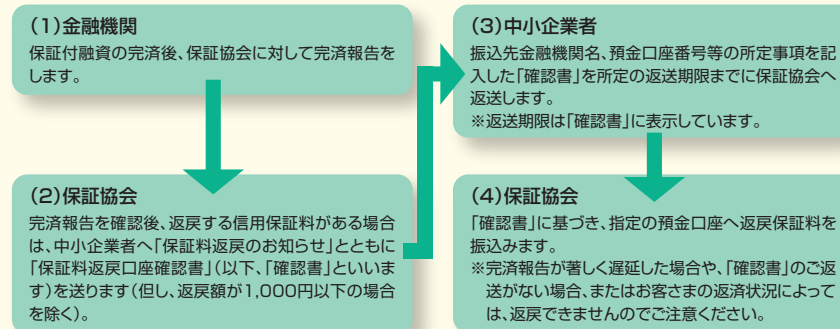
信用保証料の返戻、免除に関する取扱要領(抜粋)

1. 繰上償還により債務を完済した場合(完済した旨の報告が著しく遅延した場合を除く)は、信用保証料の一部返戻をすることができ。また、その際未納付の信用保証料がある場合は、未経過期間部分について、その納付を免除する。
2. 信用保証料の返戻又は納付免除の範囲は、次の(イ)及び(ロ)により算出した額(円未満切捨て)の合計とする。
 (イ)保証期間を1年毎に区分して計算した信用保証料のうち完済した日の属する区分までの信用保証料を除いた額
 (ロ)完済した日の属する区分の信用保証料については、完済した日までの信用保証料を除いた残額に90%を乗じた額
 ただし、同時完済条件付保証で、新規保証の信用保証料から完済により返戻する信用保証料を差し引く場合は、(イ)及び(ロ)の「完済した日」を「完済を予定した日(新規保証の信用保証書記載の貸付実行可能期間の初日)」に読み替えるものとする。
3. 信用保証料の返戻は金融機関からの完済の報告を確認のうえ行うものとし、原則として被保証人から「保証料返戻口座確認書」が提出され、協会が適当と認めたものに限る。ただし、返戻額が1,000円以下のものについては返戻しない。
4. 信用保証料の納付免除は、金融機関からの完済の報告を確認のうえ行うものとする。
5. 信用保証料の返戻方法は、原則として口座振込の方法による。
 (付則)
 この改正要領は平成29年4月3日から施行する。

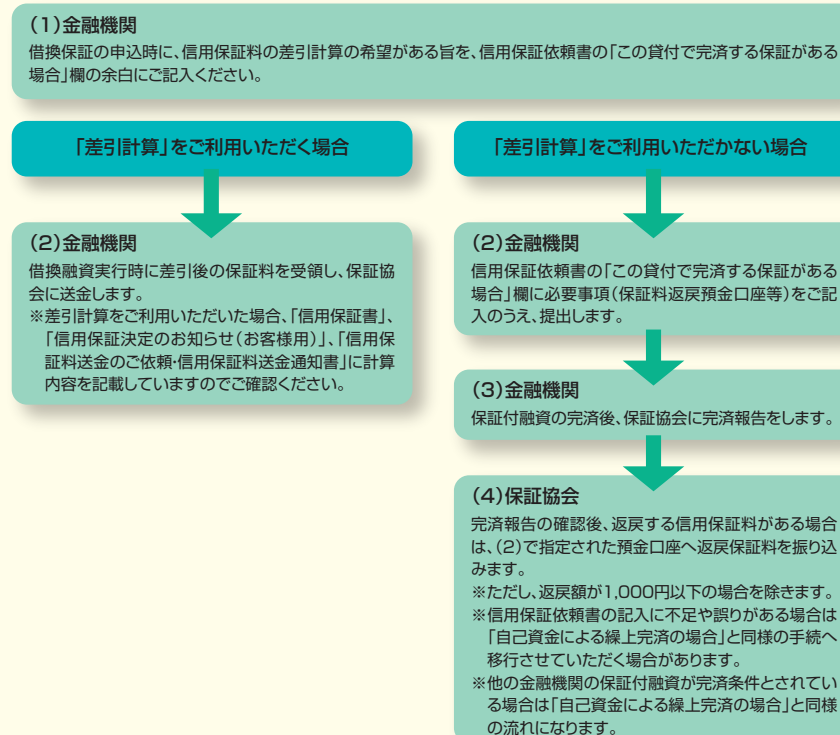
信用保証料の返戻等の手続の流れ

信用保証料の返戻手続の流れは次のとおりです。

— 自己資金による繰上完済の場合 —



— 同時完済条件付の借換保証による繰上完済の場合 —



責任共有保証料率表(注1A)

(年率 %)

保証区分	一企業に係る保証付融資合計額(注2)・担保の有無	料率区分(注3)(注8)(注9)									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
一般保証(注4A)	500万円以下	1.27	1.16	1.03	0.90	0.77	0.66	0.53	0.40	0.30	
	500万円超1000万円以下	1.55	1.43	1.27	1.10	0.94	0.82	0.65	0.49	0.35	
	1000万円超	有担保	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
		無担保	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
東京都制度融資	500万円以下	1.19	1.09	0.96	0.84	0.70	0.60	0.47	0.35	0.27	
	500万円超1000万円以下	1.33	1.25	1.14	1.02	0.85	0.74	0.60	0.45	0.33	
	1000万円超	有担保	1.39	1.32	1.21	1.10	0.95	0.90	0.70	0.50	0.35
		無担保	1.49	1.42	1.31	1.20	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45
当座貸越根保証 手形割引根保証 電子記録債権割引根保証 長期経営資金	有担保	1.52	1.39	1.22	1.05	0.88	0.75	0.58	0.41	0.29	
	無担保	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
中小企業特定社債保証(私募債)	有担保	1.18	1.02	0.86	0.74	0.66	0.62	0.54	0.46	0.30	
	無担保	1.28	1.12	0.96	0.84	0.76	0.72	0.64	0.56	0.40	
事業承継特別保証、経営承継借換関連(注5)		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	
特例関係保険関連(注6A)	500万円以下	0.34									
	500万円超1000万円以下	0.60									
	1000万円超	0.68									
特定保険関連(注7A)	500万円以下	0.77									
	500万円超1000万円以下	0.94									
	1000万円超	有担保	1.05								
		無担保	1.15								
流動資産担保融資保証(ABL)		0.68									
事業再生円滑化関連保証(ブレDIP)	有担保	1.66									
	無担保	1.76									
事業再生計画実施関連保証		0.80									
下請振興関連保証(注10)		0.56									

(注1A) 責任共有制度の対象となる保証に適用する。なお、「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を融資金額に対する率で表示する。

(注1B) 責任共有制度の対象外となる以下の保証に適用する。なお、「保証料率」は、保証委託額(100%保証のため融資金額と同額)に対する率。

1. 経営安定関連保険1号~4号及び6号に係る保証
2. 災害関係保険に係る保証
3. 特別小口保険(中小企業信用保険法第2条第3項第1号~第6号の小規模企業者に限る)に係る保証
4. 創業関連保険(再挑戦支援保証を含む)に係る保証
5. 事業再生保険に係る保証
6. 小口零細企業保証制度(全国統一の保証制度及び国の制度に準拠して創設される自治体制度)
7. 求償権消滅保証
8. 中堅企業特別保証
9. 東日本大震災復興緊急保険に係る保証
10. 事業再生計画実施関連保証(責任共有制度対象外の保証付既借入金を既往残高の範囲で借り換えるもの)
11. 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型であって、責任共有制度対象外の保証付既借入金又は危機指定期間内に保証協会が保証申込を受付し、かつ融資実行されたセーフティネット保証5号の保証付既借入金を既往融資残高の範囲内で借り換えるもの)
12. 危機関連保証
13. 伴走支援型特別保証制度(令和5年1月10日以降に保証協会が申込受付したもの(セーフティネット保証4号を除く)であって、責任共有制度対象外の保証付既借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの)。

(注2) 統廃合された制度の融資残高を含む。ただし、中小企

(注3) 業金融安定化特別保証の融資残高は含まない。保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書(二期分ある場合は二期分の貸借対照表及び損益計算書)を基に、一般社団法人CRD協会のリスク評価モデルにより判定される区分。なお、直前の決算において貸借対照表がない場合は、区分5の料率を適用する。

(注4A) 特定信用状関連保証、経営承継関連保証、予約保証、経営力強化保証、特定経営承継関連保証、事業承継サポート保証、自主廃業支援保証、財務要件型無保証人保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、事業承継特別保証、経営承継借換関連保証及び特定連携事業継続力強化関連保証を含む。

(注4B) 経営承継関連保証、予約保証、経営力強化保証、特定経営承継関連保証及び経営承継準備関連保証を含む。

(注5) 事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証でガバナンス体制の整備に関するチェックシートに掲げる項目のうち、確認が必要とされる項目の全てについて専門家が満たすものと判断した場合(以下、「承継(専門家確認)」という)に限り適用する。ただし、直前の決算において貸借対照表がない場合は、適用しない。

(注6A) 次の保険を利用した保証。

1. 新事業開拓保険(低保険料率適用分)
2. 経営安定関連(1号~4号及び6号を除く)、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、経営革新関連、流通業務総合効率化関連、農工商等連携事業関連、商店街活性化事業関連、特定下請連携事業関連、地域経済牽引事業関連、商店街活性化促進事業関連、先端設備等導入関連、社外高度人材活用新事業分野開拓関連、経営力向上関連、事業継続力強化関連、連携事業継続力強化関連、情報処理システム

責任共有外保証料率表(注1B)

(年率 %)

保証区分	一企業に係る保証付融資 合計額(注2)・担保の有無	料率区分(注3)(注8)(注9)									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
一般保証(注4B)	500万円以下	1.47	1.33	1.20	1.07	0.90	0.73	0.60	0.47	0.33	
	500万円超1000万円以下	1.79	1.63	1.47	1.30	1.10	0.90	0.73	0.57	0.40	
	1000万円超	有担保	2.10	1.90	1.70	1.50	1.25	1.00	0.80	0.60	0.40
		無担保	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
東京都制度融資	500万円以下	1.38	1.25	1.12	1.00	0.80	0.66	0.53	0.41	0.30	
	500万円超1000万円以下	1.54	1.43	1.32	1.21	1.00	0.81	0.67	0.52	0.37	
	1000万円超	有担保	1.62	1.52	1.42	1.32	1.15	1.00	0.80	0.60	0.40
		無担保	1.72	1.62	1.52	1.42	1.25	1.10	0.90	0.70	0.50
当座貸越根保証 手形割引根保証 電子記録債権割引根保証 長期経営資金	有担保	1.77	1.60	1.43	1.26	1.05	0.84	0.67	0.50	0.33	
	無担保	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43	
特別小口保険・ 特例関係保険関連 (注6B)	500万円以下	0.40									
	500万円超1000万円以下	0.70									
	1000万円超	0.80									
創業関連保険	500万円以下	0.35									
	500万円超1000万円以下	0.50									
	1000万円超	0.60									
東日本大震災 復興緊急保険、 危機関連保険	500万円以下	0.40									
	500万円超1000万円以下	0.60									
	1000万円超	0.70									
特定保険関連 (注7B)	500万円以下	0.90									
	500万円超1000万円以下	1.10									
	1000万円超	有担保	1.25								
無担保		1.35									
事業再生保証(DIP) 企業再生支援融資(法的整理型)	有担保	2.10									
	無担保	2.20									
事業再生計画実施関連保証		1.00									
中堅企業特別保証	左記保証の 合計額	1億円以下	0.60								
		1億円超	0.70								

運用・管理関連、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連、下請振興関連(流動資産担保保険利用分を除く)、下請中小企業取引機会創出事業関連及び供給確保関連の各特例保証。

3. 特別小口保険(責任共有対象の保証に係るもの)
(注6B) 次の保険を利用した保証。
- 特別小口保険(東日本大震災復興緊急保険、事業再生計画実施関連保証及び責任共有対象の保証に係るものを除く)及び新事業開拓保険(低保険料率適用分)
 - 経営安定関連、災害関係、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、経営革新関連、流通業務総合効率化関連、農商工等連携事業関連、商店街活性化事業関連、特定下請連携事業関連、地域経済牽引事業関連、商店街活性化促進事業関連、先端設備等導入関連、社外高度人材活用新事業分野開拓関連、経営力向上関連、事業継続力強化関連、連携事業継続力強化関連、情報処理システム運用・管理関連、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連、下請振興関連、下請中小企業取引機会創出事業関連及び供給確保関連の各特例保証。

- (注7A) 次の保険を利用した保証。
- 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険(低保険料率適用分を除く)
 - 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、

周辺地域整備関連、農商工等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連、連携創業支援等関連、地域経済牽引支援関連、情報処理支援関連、技術等情報漏えい防止措置関連及び農林水産物・食品輸出促進支援関連の各特例保証。

- (注7B) 次の保険を利用した保証。
- 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険(低保険料率適用分を除く)
 - 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農商工等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連及び連携創業支援等関連の各特例保証。

(注8) 予約保証については、予約時の信用リスクに対応した保証料率よりも一区区分高い料率を適用する。

(注9) 次のいずれかの書類を提出した中小企業者に対して0.1%割引した料率を適用する。

- 会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類
 - 公認会計士または監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書の写し
- ※個人事業者、組合、医療法人等は対象とならない。
※一括支払契約保証及び承継(専門家確認)は対象とならない。
- (注10) 流動資産担保保険を利用する場合に適用する。

信用保証メニュー (東京都制度融資)

融資メニュー	細目		略称	融資対象
	細目	略称		
政策課題対応資金 (HTT・SDGs・DX・子育て)	DX・イノベ・産業育成支援融資(DX)	DX・イノベ・産業育成支援	DX	別紙「(別紙1)令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧① DX」における融資対象(1)から(31)のいずれかに該当する中小企業者又は組合
	社会課題解決融資(社会課題)	働き方改革支援	働き方	別紙「(別紙1)令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧①(働き方)」における融資対象(1)から(16)のいずれかに該当する中小企業者又は組合
		女性活躍推進特例	働き方・女性	働き方改革支援の融資対象であって、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に登録し、項目1から14全てを公表しているもの
		「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例	働き方・テレ宣	働き方改革支援の融資対象であって、東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言を行っているもの
		ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援	ソーシャル	別紙「(別紙1)令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧①(ソーシャル)」における融資対象(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者又は組合
		HTT・ゼロエミッション支援	HTT・ゼロエミ	別紙「(別紙2)令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧②(HTT・ゼロエミ)」における融資対象(1)から(37)のいずれかに該当する中小企業者又は組合
	小規模事業融資(小)	脱炭素化促進支援特例	ゼロエミ・促進	別紙「(別紙2)令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧②(ゼロエミ・促進)」における融資対象(1)に該当する中小企業者又は組合
		BCP・サイバーセキュリティ対策支援	BCPサイバ	別紙「(別紙1)令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧①(BCP・サイバ)」における融資対象(1)から(6)のいずれかに該当する中小企業者又は組合
	一般事業融資(事業)	小口フリーランス(国の全国統一保証制度)	小口	この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者
		小口支援特例	小口・支援	(1)又は(2)に該当すること (1)商工会議所・商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受けていること。 (2)経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けていること。
クイックつなぎ(小口)		小口つなぎ	(1)から(3)の全てを満たす小規模企業者 (1)この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。 (2)東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (3)(2)の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。	
事業一般・小規模特別		事業・小企	中小企業者又は組合	
一般事業融資(事業)	受注対応特例	事業・受注	確定した受注(取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上金が入金される契約をいう。)があり、その受注に対応するための資金を必要とする中小企業者又は組合	
	クイックつなぎ(事業一般)	事業つなぎ	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (2)上記の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。	
	補助金・助成金つなぎ	助成つなぎ	東京都産業労働局(商工部、観光部、雇用就業部)、公益財団法人東京都中小企業振興公社、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター、公益財団法人東京観光財団、公益財団法人東京しごと財団又は中小企業庁所管の補助金・助成金の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合	
一般事業融資(事業)	極度枠設定	極度	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)引き続き2年以上(売上発生から2年以上)にわたり、原則として同一事業を営んでいること。 (2)ア又はイのいずれかに該当すること。 ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないもの。 イ 個人事業者の場合は、直近2期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあるもの。	
	組合向け ^③	組	事業協同組合等	
新たな事業展開資金	官公需適格特例	組・官公需	「官公需適格組合」としての証明を受けている組合	
	創業融資(創業)	創業	創業	(1)から(3)のいずれかに該当するもの (1)事業を営んでいない人で、東京都内で創業しようとする具体的計画を有するもの (2)創業した日から5年未満である中小企業者又は組合 (3)東京都内で分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社 【創業経営者保証不要型(略称:創業経保)】(国の全国統一保証制度)スタートアップ創出促進保証制度要綱に定める要件に該当すること。
		創業支援特例	創業・支援	創業の融資対象であって、(1)又は(2)に該当するもの (1)産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。 (2)商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けていること。
先進的創業特例	創業・先進	創業の融資対象であって、別紙「(別紙2)令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧②(先進的創業特例)」における融資対象(1)から(13)のいずれかに該当する中小企業者又は組合		
販路開拓融資(販路)	海外展開支援	海外展開	独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定し実行する中小企業者	
	ビジネスチャンス・ナビ	ナビ	【ビジネスチャンス・ナビA型(略称:ナビA)】 ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録している中小企業者又は組合 【ビジネスチャンス・ナビB型(略称:ナビB)】 ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録し、かつビジネスチャンス・ナビに掲載された入札・調達案件を受注した中小企業者又は組合	
設備融資(設備)	設備投資・企業立地促進	設備立地	【設備投資(略称:設備投資)】 事業の実施に必要な設備(機械・装置・工具・器具・備品等)の導入、増強、改良、補修等(テレワーク又はDX推進に資する設備並びに、ICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。)、又は建物の改修、建替等(耐震化、バリアフリー化を含む。)を行う中小企業者 【企業立地促進(略称:立地促進)】 引き続き1年以上(売上発生から1年以上)同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者	
経営強化融資(強化)	経営強化	強化	【強化認定(略称:強化認定)】 中小企業等経営強化法の認定を受けている中小企業者又は組合	
	強化認定革新特例	強化認定・革新	経営革新計画(中小企業等経営強化法)に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。 (経営強化認定(略称:強化認定)の融資対象者のみ利用可能)	
チャレンジ融資(チャレンジ)	チャレンジ	チャレンジ	(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業を行うこと。 (2)東京都等の助成金の交付決定を受けた事業を行うこと。 (3)令和5年度において東京都が重点的支援を行う事業等を行うこと。	

③ 商工中金のみ取扱い可

令和5年4月1日現在

融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融資利率 (年率)		保証人	物的担保	保証料 補助
	運転資金	設備資金					
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内	必要となる 場合がある	新規の保証を 含めた 保証の合計額が 8千万円超の 場合は 原則必要	小規模企 業者 2分の1
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内			全事業者 3分の2 又は 2分の1
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		※働き方・女性、働き方・テレ宣は上記より0.4%優遇				全事業者 2分の1
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内			全事業者 3分の2
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		※ゼロエミ・促進は上記より、0.6%優遇		必要となる 場合がある	新規の保証を 含めた 保証の合計額が 8千万円超の 場合は 原則必要	小規模企業者 2分の1
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内			全事業者 2分の1
2,000万円 (同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.9%以内 3年超5年以内 2.1%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内 または変動金利「短プラ+0.7%」以内		必要となる 場合がある	原則として 不要	全事業者 2分の1
300万円 (同)	2年以内	—	※小口・支援は小口の金利より0.4%優遇				
2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	金融機関所定		必要となる 場合がある	新規の保証を 含めた 保証の合計額が 8千万円超の 場合は 原則必要	—
1億円 (2億円)	2年以内 (2年以内)	—					
500万円 (同)	2年以内	—					
1億円 (2億円) 補助金・助成金交付 決定額の未交付金額 の3分の2以内	10年以内 ただし、補助金・助成 金の交付決定から助成 対象期間終了日の属す る月の6か月後の月末 までの期間とする。		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.2%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	必要となる 場合がある	新規の保証を 含めた 保証の合計額が 8千万円超の 場合は 原則必要	—
1億円 (2億円)	2年以内	—	金融機関所定				
(2億円) (転貸1組合員 3,500万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 2.1%以内 3年超5年以内 2.3%以内 5年超7年以内 2.5%以内 7年超 2.7%以内 または変動金利「短プラ+0.9%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.9%以内 3年超5年以内 2.1%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内 または変動金利「短プラ+0.7%」以内	必要となる 場合がある	信用保証なしの 場合必要に 応じ 有担保	—
		上記より0.1%優遇					
3,500万円 (創業経保を除く同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	必要となる 場合がある	原則として 不要	—
	10年以内 (1年以内または3年 以内)		[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内				
8,000万円 (同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	上記(創業経保を除く)より0.4%優遇		必要となる 場合がある	原則として 不要	全事業者 3分の2
	10年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内				
2億8,000万円	10年以内 (2年以内)	—	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	必要となる 場合がある	新規の保証を 含めた 保証の合計額が 8千万円超の 場合は 原則必要	小規模 企業者 2分の1
2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内 ただし工事代金 等が入金される までの期間	—	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内			—
2億8,000万円	15年以内 (2年以内)	—	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内 10年超 2.4%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内 10年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	必要となる 場合がある	新規の保証を 含めた 保証の合計額が 8千万円超の 場合は 原則必要	全事業者 3分の2
1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)	—	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内			小規模企 業者 2分の1
1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)	—	上記より0.2%優遇		必要となる 場合がある	新規の保証を 含めた 保証の合計額が 8千万円超の 場合は 原則必要	—
1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)	—	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内			

業務概要

	融資メニュー		融資対象
	細目	略称	
新たな事業展開資金	事業承継融資 (承継)	事業承継	<p>【事業承継一般(略称: 承継一般)】 (1)から(4)のいずれかに該当する中小企業者並びに(1)若しくは(2)のいずれかに該当する組合</p> <p>(1)事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。 (2)事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと。 (3)事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。 (4)事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。</p> <p>【事業承継経営者保証不要型(略称: 承継経保)】(国の全国統一保証制度) (1)又は(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者又は組合 (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有していること。 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施しており、事業承継日から3年を経過していないこと。 (3)アからエまで全てを満たすこと。 ア 資産超過であること、イ EBITDA 有利子負債倍率が15倍以内であること、ウ 法人・個人の分離がなされていること、エ 返済遅延している借入金が無いこと。</p> <p>【事業承継個人融資型(略称: 承継個人)】 (1)又は(2)のいずれかに該当するもの (1)事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた会社である中小企業者の代表者個人であって、「[中小企業者の要件]」及び「[代表者個人要件]」を満たすこと。 (2)事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた事業を営んでいない個人であって、「他の中小企業者の要件」及び「個人要件」を満たすこと。</p> <p>【事業承継支援特例(略称: 承継・支援)】 (1)又は(2)に該当するもの(ただし、事業承継個人型(2)は本特例の適用範囲外) (1)地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町田商工会議所からの支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること。 (2)公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること。</p>
		事業承継支援特例	承継・支援
	M&A つなぎ	承継 M&A	M&Aにより事業承継に取り組む中小企業者(ただし、売却側で廃業を前提としている場合は含まない)
	経営セーフ	経営セーフ	セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合
経営の安定化資金	経営安定融資 (経営)	経営一般	<p>(1)から(7)までのいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少していること。 (2)「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和2年1月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。 (3)売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていないこと。 (4)金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少していること。 (5)倒産等企業に事業上の債権を有していること。 (6)災害により事業活動に影響を受けていること。 (7)東京都知事が指定するもの。(アスベスト対策)</p>
		経営改善	<p>【改善支援(略称: 改善支援)】 保証協会、東京都内の商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は東京都よろず支援拠点の経営支援を受け、自ら改善計画を策定し、その証明を受けた中小企業者又は組合</p> <p>【改善サポート(略称: 都改サポ感染)】(国の全国統一保証制度) 国の「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度要綱(都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む)」に定める要件に該当する中小企業者又は組合</p> <p>【フェニックス金融支援パッケージ(略称: フェニックス)】 「改善サポート(国の全国統一保証制度)」の要件を満たした上で、コロナ関連融資の融資残高があること。</p>
	借換融資 (借換)	特別借換	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)保証協会の保証付融資を利用していること。 (2)事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。
	再生支援融資 (再生)	企業再生	<p>【再生法的整理(略称: 再生法的整理)】 民事再生手続又は会社更生手続を申し立て、再生計画又は更生計画認可後3年が経過しておらず、かつその計画を完遂していない中小企業者又は組合</p> <p>【再生私的整理(略称: 再生私的整理)】 中小企業活性化協議会などの公的機関の支援を受け、事業再生に取り組む中小企業者又は組合</p>
災害復旧 資金融資 (災)	災害復旧	災	東京都知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合
危機対応融資 (危機)	危機対応	危機	(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けたこと。 (2)危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。
事業転換・業態 転換等支援融資 (事業・業態転換)	事業転換・業態転換	事業・業態転換	事業転換・業態転換事業計画書(省エネルギーに向けた取組を記載していること)を策定している中小企業者又は組合
	事業転換・業態転換特例	事業・業態転換特例	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言を行っていること。 (2)「DX・インベ・産業育成支援融資」の融資対象を満たしていること。
新型コロナウイルス 感染症対応融資 (伴走)	伴走全国 (国の全国統一保証 制度)	伴走全国	(1)から(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)経営行動計画書を策定していること。 (2)アからオのいずれかに該当すること。 ア セーフティネット保証4号の認定の取得 イ セーフティネット保証5号の認定の取得 ウ 最近1か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少していること。 エ 最近1か月の売上高総利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 オ 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
		伴走対応	(1)から(3)に該当する中小企業者又は組合 (1)経営行動計画書を策定していること。 (2)申込み時点で既に伴走全国等の利用残高がある(本件と同時に融資実行する場合を含む)こと。 (3)アからオのいずれかに該当すること。 ア セーフティネット保証4号の認定の取得 イ セーフティネット保証5号の認定の取得 ウ 最近1か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少していること。 エ 最近1か月の売上高総利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 オ 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
新型コロナウイルス 感染症・ ウクライナ情勢・ 円安・エネルギー等 対応緊急融資 (コロナ・ウクライ ナ・円安・エネルギー 等)	新型コロナウイルス 感染症・ ウクライナ情勢・ 円安・エネルギー等 対応緊急融資	コロナ・ ウクライナ・ 円安・ エネルギー等	(1)及び(2)又は(3)及び(4)に該当する中小企業者又は組合 (1)「借換対象コロナ融資※」の融資残高があること。 (2)事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。 (3)ウクライナ情勢・新型コロナウイルス感染症・円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。 (4)「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 ※「借換対象コロナ融資」 令和元年度の危機対応融資(コロナ)、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換(令和2年度の危機対応融資(コロナ)、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換(令和3年3月31日までに保証申込受付、令和3年5月31日までに融資実行されているもの)
環境保全資金融資あっせん	環境保全	環境保全	最新規制適合車への買い替え
流動資産担保融資	ABL1	ABL1	
	ABL2	ABL2	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者及び組合

融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融資利率 (年率)		保証人	物的担保	保証料補助	
	運転資金	設備資金						
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内 ※「承継経保」は責任共有利率のみを適用する	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	全事業者 3分の2	
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (1年以内)		—		徴求不可		全事業者 3分の2又は 0.2%相当分	
2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内 10年超 2.4%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内 10年超 2.2%以内	必要となる場合がある		全事業者 3分の2	
2億8,000万円 (4億8,000万円)	事業承継の 各融資対象と同様		上記より0.2%優遇				事業承継の 各融資対象と同様	
2,500万円	3年以内		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内			全事業者 3分の2	
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内	必要となる場合がある		小規模企業者 2分の1	
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内 10年超 2.4%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内 10年超 2.2%以内			全事業者に対し、事業者負担が0.2%になるよう国が補助 国補助後の事業者負担0.2%を都が補助 (事業者負担なし)	
既往の保証付融資残高及び事業計画実施に必要な資金の範囲内(同)	10年以内 (6か月以内)	—	金融機関所定				小規模企業者 2分の1	
2億円 (同)	10年以内 (1年以内)		金融機関所定				必要に応じ 有担保	小規模企業者 2分の1
原則として一災害 8,000万円(同) <災害毎に設定>	原則として 10年以内 (1年以内) <災害毎に設定>		[責任共有利率] 固定金利 1.7%以内	[全部保証利率] 固定金利 1.5%以内			全事業者 全額	
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		—			全事業者 2分の1		
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内		全事業者 3分の2		
1億円 (同)	10年以内 (5年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内		全事業者に対し、事業者負担が0.2~1.15%になるよう国が補助		
1億8,000万円 (3億8,000万円)	10年以内 (5年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内	必要となる場合がある	小規模企業者 2分の1		
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内 10年超 2.4%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内 10年超 2.2%以内		全事業者5分の4又は3分の2 (小規模企業者は5分の4又は4分の3)		
1億円 (同)	—	7年以内 (6か月)	東京都が申込受付をした長期プライムレート以内			全事業者 3分の2		
2億5,000万円 (同) ※保証限度額は2億円 …融資額の80%を保証	1年	1年以内	金融機関所定			申込人の有する売掛債権・棚卸資産を譲渡担保とする	—	

●(別紙1) 令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧①

融資メニュー		融 資		
細目	略称	No.	事業名/取組名	実施事項
DX・イノベ・産業育成支援融資(DX)	DX・イノベ・産業育成支援	DX	(1) 未来を拓くイノベーション TOKYO プロジェクト	当該事業に採択されている
			(2) 5Gによる工場のスマート化事業	当該事業を利用している又は、対象(申請)要件を満たし、申請等を行っている
			(3) ものづくりイノベーション企業創出道場(売れる製品開発道場)	当該事業を受講修了している
			(4) 成長産業分野の海外展示会出展支援事業	当該事業を利用している
			(5) 次世代イノベーション創出プロジェクト2020助成事業	当該事業に採択されている
			(6) 革新的事業展開設備投資支援事業	当該事業を利用している又は、対象(申請)要件を満たし、申請等を行っている
			(7) 医療機器産業参入促進助成事業	当該事業を利用している又は、対象(申請)要件を満たし、申請等を行っている
			(8) 「新しい日常」対応型サービス創出支援事業	当該事業の支援を受けている
			(9) 中小企業組合新戦略支援事業(団体向け)	当該事業の一般支援で情報化推進の取組に対して交付決定を受けている
			(10) 中小企業サイバーセキュリティ向上支援	当該事業のセキュリティ向上支援を受けている
			(11) 中小企業サイバーセキュリティ対策継続支援	当該事業のサイバーセキュリティ対策継続支援を受けている
			(12) 海外オンライン展示会等出展支援	当該事業を利用している又は、対象(申請)要件を満たし、申請等を行っている
			(13) 越境 EC 出品支援	当該事業を利用している又は、対象(申請)要件を満たし、申請等を行っている
			(14) 生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業	当該事業の支援を受けている
			(15) 中小企業デジタルツール導入促進支援事業	当該事業を利用している
			(16) ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業	当該事業で都が開設するアンテナショップの出品支援を受けている
			(17) 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業	当該事業を利用している又は、対象(申請)要件を満たし、申請等を行っている
			(18) GEMStartup TOKYO(新事業発掘プロジェクト事業)	当該事業の事業化プログラム採択者である
			(19) TOKYO Re:STARTER(リスタートアントレプレナー支援事業)	当該事業のアクセラレーションプログラム採択者である
			(20) TOKYO 戦略的イノベーション促進事業	当該事業に採択されている
			(21) ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業	当該事業に採択されている
			(22) ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業	当該事業に採択されている
			(23) 中小企業 SDGs 経営推進事業	当該事業の SDGs 経営のハンズオン支援を受けている
			(24) スマート東京の実現に向けたスマートサービスの実装促進事業	当該事業のスマートサービス実装促進事業者による支援を受けている
			(25) キングサーモンプロジェクト	当該事業に採択されている
			(26) TOKYO 地域資源等を活用したイノベーション創出事業	当該事業を利用している
			(27) 販路開拓における DX サポート事業	当該事業の支援を受けている
			(28) 企業変革に向けた DX 推進支援事業	当該事業の支援を受けている
			(29) スタートアップを活用したリスクリングによる中小企業デジタル化支援	当該事業の支援を受けている
			(30) 都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業	当該事業の支援を受けている
(31) ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業	当該事業に採択されている			
社会課題解決融資(社会課題)	働き方改革支援	働き方	(1) テレワーク課題解決コンサルティング	当該事業の支援を受け、テレワークに取り組んでいる
			(2) テレワーク導入ハンズオン支援事業	当該事業の助成を受け、テレワークに取り組んでいる
			(3) テレワーク定着促進フォローアップ事業	当該事業の助成を受け、テレワークに取り組んでいる
			(4) テレワーク促進事業(テレワーク活用・働く女性応援助成金(テレワーク活用推進コース)、テレワーク定着促進助成金を含む)	当該事業の助成を受け、テレワークに取り組んでいる
			(5) TOKYO 働き方改革宣言企業	当該事業の承認を令和2年度以降に受け、働き方改革に取り組んでいる
			(6) 時差 Biz	当該事業に参加し、時差出勤やテレワークなど働き方の転換に取り組んでいる
			(7) 家庭と仕事の両立支援推進企業	当該事業に登録し、家庭と仕事の両立支援に取り組んでいる
			(8) TOKYO パパ育児促進企業	当該事業に取り組んでいる
			(9) 働きやすい職場環境づくり推進奨励金	当該事業に取り組んでいる
			(10) ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業	当該事業に取り組んでいる
			(11) 働くパパママ育児応援奨励金(ママコース・パパコース)	当該事業に取り組んでいる
			(12) 働くパパママ育児応援奨励金(パパと協力!ママコース)	当該事業に取り組んでいる
			(13) 働くパパママ育児応援奨励金(もっとパパコース)	当該事業に取り組んでいる
			(14) 正規雇用等転換安定化支援助成金	「結婚・育児支援加算」又は「賃上げ加算」の支給決定を受けている
			(15) 魅力ある職場づくり推進奨励金	当該事業の助成を受け、エンゲージメント向上に向けた職場づくりの推進に取り組んでいる
			(16) 育業中スキルアップ支援事業	東京都の「育業中スキルアップ支援事業」に取り組んでいる
			(17) 女性活躍推進特例	女性の活躍推進に関する取組を行っていること。
			(18) テレワーク東京ルール実践企業宣言特例	東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言を行っている
ソーシャルビジネス ソーシャルファーム支援	ソーシャル		(1) 認定 NPO 法人、特例認定 NPO 法人の認定を取得している	
			(2) 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」の第11条第1項に規定するソーシャルファーム(事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業)の認証又は予備認証を取得している	
BCP・サイバーセキュリティ対策支援	BCP・サイバ		(1) BCP 実践促進助成事業	当該事業を利用している
			(2) BCP 策定コンサルティング	当該事業にて BCP を策定している
			(3) ー	BCPの策定・実施に係る商工会議所・商工会又は東京都中小企業団体中央会による支援を受け BCP を策定している
			(4) サイバーセキュリティ対策促進助成事業	当該事業を利用している
			(5) SECURITY ACTION	SECURITY ACTION の2段階目(★★二つ星)の「宣言済み」である
			(6) 中小企業サイバーセキュリティ対策強化サポート	当該事業の支援を受けている

対 象	必要書類	所 管
	未来を拓くイノベーション TOKYO プロジェクトの補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
	5G による工場のスマート化事業への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(交付決定通知書の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)	東京都産業労働局商工部創業支援課
	ものづくりイノベーション企業創出道場(売れる製品開発道場)の修了時に発行される修了証書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	成長産業分野の海外展示会出展支援事業の採択決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部経営支援課
	次世代イノベーション創出プロジェクト 2020 の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	革新的事業展開設備投資支援事業への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(交付決定通知書の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	医療機器産業参入促進助成事業への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(交付決定通知書の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	「新しい日常」対応型サービス創出支援事業のハンズオン支援に係る支援決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	中小企業組合新戦略支援事業(団体向け)助成金決定通知書の写し及び交付申請書の写し	東京都中小企業団体中央会
	中小企業サイバーセキュリティ向上支援のセキュリティ向上支援を受けていることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式2)※必要な場合のみ)	東京都産業労働局商工部経営支援課
	中小企業サイバーセキュリティ対策継続支援のサイバーセキュリティ対策継続支援を受けていることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式2)※必要な場合のみ)	東京都産業労働局商工部経営支援課
	海外オンライン展示会等出展支援への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(採択決定通知書の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	越境 EC 出品支援への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(採択決定通知・不採択決定通知等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」のデジタル技術アドバイザー派遣決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	中小企業デジタルツール導入促進支援事業の助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	EC サイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業で都が開設するアンテナショップの出品支援を受けていることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式2))	東京都産業労働局商工部経営支援課
	躍進的な事業推進のための設備投資支援事業への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(交付決定通知書の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	GEMStartup TOKYO(新事業発掘プロジェクト事業)の事業化プログラム採択者であることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式2))	東京都産業労働局商工部創業支援課
	TOKYO Re:STARTER(リスタートアントレプレナー支援事業)のアクセラレーションプログラム採択者であることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式2))	東京都産業労働局商工部創業支援課
	TOKYO 戦略的イノベーション促進事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業の補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	中小企業 SDGs 経営推進事業のハンズオン支援に係る支援証明書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	スマート東京の実現に向けたスマートサービスの実装促進事業で支援を受けていることが確認できる書類(適格要件確認通知書の写し)	東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部デジタルサービス推進課
	キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類(公共調達認定通知書の写し)	東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部デジタルサービス推進課
	TOKYO 地域資源等を活用したイノベーション創出事業の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	「販路開拓における DX サポート事業ハンズオン支援の決定について」の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	「企業変革に向けた DX 推進支援事業」の(仮称) DX 推進アドバイザー派遣決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	「スタートアップを活用したリスティングによる中小企業デジタル化支援」の支援を受けていることが確認できる書類(申込・ヒアリング後の(仮称)支援方針決定通知書等の写し)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	「都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業」の支援を受けていることが確認できる書類(「デジタルツール導入に向けた簡易的な提案書」の写し)	東京都産業労働局商工部経営支援課
	ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業の補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
	支援終了後に発行される「テレワーク課題解決コンサルティング結果報告書」の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
	支給決定通知書の写し(但し、助成金を活用しない企業については、コンサルティング支援終了後に発行される「テレワーク導入ハンズオンコンサルティング事業結果報告書」の写し)	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
	東京都のウェブサイトに掲載されていない場合、「承認決定通知書」の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
	東京都のウェブサイトの時差 Biz 参加企業一覧ページの写し(申込者が時差 Biz 参加企業として登録されていることが確認できる箇所のみ可)	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課
	「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企業として掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
	男性育休取得達成企業であることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決定通知書」の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
	交付決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
	交付決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
	決定通知書の写し(但し、結婚・育児支援加算又は賃上げ加算の支給決定を受けていること。)	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
	「支給決定兼支給額の確定通知書」の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
	「交付決定通知書」の写し	東京都産業労働局雇用就業部能力開発課
	女性の活躍推進企業データベースのウェブサイトの公表企業一覧ページの写し(申込者が女性の活躍推進企業データベースに登録しており、項目 1 から 14 まで全てを公表していることが確認できる箇所のみ可)	厚労省
	テレワーク東京ルール実践企業宣言の宣言証(テレワーク推進リーダー設置済表示入り)の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
	認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人として決定された際に、所管庁から発行された通知書面の写し	東京都生活文化スポーツ局市民生活部管理法人課
	「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」の第 11 条第 1 項に基づくソーシャルファームの認証又は予備認証を取得していることが確認できる資料(東京都認証ソーシャルファーム認証書)の写し	東京都産業労働局雇用就業部就業推進課
	BCP 実践促進助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	事業継続計画(BCP)の策定・実施に係る支援内容証明申請書(様式 8)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	事業継続計画(BCP)の策定・実施に係る支援内容証明申請書(様式 8)	商工会議所 / 商工会 / 東京都中小企業団体中央会
	サイバーセキュリティ対策促進助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	SECURITY ACTION(★)のロゴマーク使用の手続きが完了した旨の IPA からのメールの写し	独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)
	東京都の「中小企業サイバーセキュリティ対策強化サポート」のサイバーセキュリティ対策強化支援を受けていることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式 8))	東京都産業労働局商工部経営支援課

業務概要

●(別紙2) 令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧②

融資メニュー			融 資				
細目	略称	No.	事業名 / 取組名	実施事項			
社会課題解決融資(社会課題)	H・T・ゼロエミッション支援	H・T・ゼロエミ	(1) 地球温暖化対策報告書制度	当該事業の報告書を提出しており、報告書の内容が東京都環境局のウェブサイト公表されている			
			(2) 地域の多様な主体と連携した中小規模事業所省エネ支援事業	当該事業で省エネ対策サポート事業者として登録された事業者の省エネコンサルティングを利用している			
			(3) ISO14001/エコアクション21	ISO14001やエコアクション21の認定を取得している			
			(4) LED照明等節電促進助成事業	当該事業を利用している			
			(5) ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業	当該事業で「戦略・ロードマップ」を策定し確認を受けている			
			(6) 原油価格高騰等対策支援事業	当該事業を利用している			
			(7) 原油価格高騰等に伴う経営基盤安定化緊急対策事業	当該事業を利用している			
			(8) スタートアップピッチイベント「UPGRADE with TOKYO」(第23回・第24回・第25回:テーマはHTT)	当該事業の登壇社である			
			(9) ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業(製品開発助成)	当該事業(製品開発助成)の交付決定を受けている			
			(10) ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業(販路拡大助成)	当該事業(販路拡大助成)の交付決定を受けている			
			(11) 中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業	当該事業を利用している			
			(12) ZEV普及促進事業	当該事業を利用している			
			(13) 燃料電池バス導入促進事業	当該事業を利用している			
			(14) EVバス・EVトラック導入促進事業	当該事業を利用している			
			(15) カーシェア・レンタカー等ZEV化促進事業	当該事業を利用している			
			(16) ZEVトラック早期実装化事業	当該事業を利用している			
			(17) 充電設備普及促進事業	当該事業を利用している			
			(18) 水素ステーション設備等導入促進事業	当該事業を利用している			
			(19) 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業	当該事業を利用している			
			(20) 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業	当該事業を利用している			
			(21) 再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業	当該事業を利用している			
			(22) 地産地消型再エネ増強プロジェクト	当該事業を利用している			
			(23) 製造現場における原油価格高騰等緊急対策事業	当該事業を利用している			
			(24) 中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業	当該事業を利用している			
			(25) オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定支援事業	当該事業を利用している			
			(26) バイオ燃料活用における事業化促進支援事業	当該事業を利用している			
			(27) ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業	当該事業を利用している			
			(28) 環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業	当該事業を利用している			
			(29) 島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業	当該事業を利用している			
			(30) 企業の節電マネジメント(デマンドレスポンス)事業	当該事業を利用している			
			社会課題解決融資(社会課題)	H・T・ゼロエミッション支援	H・T・ゼロエミ	(31) ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業	当該事業を利用している
						(32) ビル等への充電設備(V2B)導入促進事業	当該事業を利用している
						(33) グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業	当該事業を利用している
						(34) 燃料電池フォークリフト実装支援事業	当該事業を利用している
						(35) 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業	当該事業を利用している
						(36) 中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業	当該事業を利用している
						(37) —	東京都知事がゼロエミッションに資する取組として、別に指定するもの
社会課題解決融資(社会課題)	H・T・ゼロエミッション支援(脱炭素化促進支援特例)	ゼロエミ・促進	(1) 中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業	当該事業を利用し、CO2排出削減目標を達成している			
創業融資(創業)	創業融資(先進的創業特例)	創業・先進	(1) X-HUB TOKYO(スタートアップ・グローバル交流HUB事業)	当該事業の支援を受けている			
			(2) DX社会実装プロジェクト~DX Startup Pitch~(スタートアップによるデジタルトランスフォーメーション(DX)社会実装事業)	当該事業の支援を受けている			
			(3) 先端医療機器アクセラレーションプロジェクト(AMDAP)	当該事業に採択されている			
			(4) 東京ベイeSGプロジェクト	当該事業に採択されている			
			(5) スマート東京の実現に向けたスマートサービスの実装促進事業	当該事業のスマートサービス実装促進事業者による支援を受けている			
			(6) キングサーモンプロジェクト	当該事業に採択されている			
			(7) 対話型課題解決プロジェクト	当該事業の都政現場において協働プロジェクトを実施している			
			(8) TOKYO 戦略的イノベーション促進事業	当該事業に採択されている			
			(9) スタートアップ知的財産支援事業	当該事業に採択されている			
			(10) 次世代イノベーション創出プロジェクト2020	当該事業に採択されている			
			(11) 新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業	当該事業に採択されている			
			(12) ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業	当該事業に採択されている			
			(13) 未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト	当該事業に採択されている			

対 象	必要書類	所 管
	東京都環境局の地球温暖化対策報告書制度のウェブサイトにて報告書の内容を公表していることが確認できるページの写し	東京都環境局気候変動対策部総量削減課
	省エネ対策サポート事業者との間で締結した省エネコンサルティングに係る契約書等の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
	ISO14001 やエコアクション 21 の認証、登録証等の写し	環境省
	「LED 照明等節電促進助成金」の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	公益財団法人東京都中小企業振興公社の確認を受けた「戦略・ロードマップ」の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	原油価格高騰等対策支援事業の助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	原油価格高騰に伴う経営基盤安定化緊急対策事業の助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	東京都のウェブサイトにて「UPGRADE with TOKYO(第23回・第24回・第25回)」のピッチイベント登壇スタートアップとして掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業(製品開発助成)の交付決定を受けていることが確認できる書類(交付決定通知書の写し)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業(販路拡大助成)の交付決定を受けていることが確認できる書類(交付決定通知書の写し)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
	【EV/PHV】 電気自動車等の普及促進事業における助成金交付決定通知書の写し 【FCV】 燃料電池自動車等の促進事業における助成金交付決定通知書の写し 【電動バイク】 電動バイクの普及促進事業における助成金交付決定通知書の写し 【EV/PHV 外部給電器】 電気自動車等の普及促進事業における助成金交付決定通知書の写し 【FCV 外部給電器】 燃料電池自動車等の促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課 東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
	燃料電池バス導入促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
	EVバス・EVトラック導入促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
	カーシェア・レンタカー等ZEV化促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
	ZEVトラック早期実装化事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
	充電設備普及促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
	水素ステーション設備整備、運営事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
	再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
	水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
	再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
	地産地消型再エネ増強プロジェクトにおける助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
	製造現場における原油価格高騰等緊急対策事業の助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
	中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業の助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部経営支援課
	オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定支援事業の助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部経営支援課
	バイオ燃料活用における事業化促進支援事業助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
	ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
	環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
	島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
	企業の節電マネジメント(デマンドレスポンス)事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
	ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
	ビル等への充放電設備(V2B)導入促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
	グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
	燃料電池フォークリフト実装支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
	新エネルギー推進に係る技術開発支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
	中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業の支援対象事業者選定に係る公募結果通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
	—	東京都
	中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業における設備投資補助の助成金額確定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
	東京都のウェブサイトにて「X-HUB TOKYO」の採択企業として掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
	東京都のウェブサイトにて「DX社会実装プロジェクト～DX Startup Pitch～」のピッチイベント登壇スタートアップとして掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
	東京都のウェブサイトにて「先端医療機器アクセラレーションプロジェクト(AMDAP)」の採択事業者として掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
	東京都のウェブサイトにて「東京ベイeSGプロジェクト[先行プロジェクト]」の代表・構成事業者として掲載されていることが確認できるページの写し又は交付決定通知書の写し	東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課
	スマート東京の実現に向けたスマートサービスの実装促進事業で支援を受けていることが確認できる書類(適格要件確認通知書の写し)	東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部デジタルサービス推進課
	キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類(公共調達認定通知書の写し)	東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部デジタルサービス推進課
	対話型課題解決プロジェクトにおける協働プロジェクト実施に係る協定書の写し	東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部デジタルサービス推進課
	TOKYO 戦略的イノベーション促進事業の助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
	スタートアップ知的財産支援事業のハンズオン支援決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
	次世代イノベーション創出プロジェクト2020の助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
	新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業の助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
	ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業の補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
	未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクトの補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課

業務概要

信用保証メニュー (主な保証制度)

制度の特徴	制度名(略称)	融資対象																								
小規模企業者への安定的な資金調達のための保証	小口零細企業保証 (全国小口)	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者 ① 常時使用する従業員の数が製造業等20人(商業・サービス業では5人)以下で、中小企業信用保険法施行令第1条以下「特定事業」というを行う事業者 ② 常時使用する従業員の数が政令で定める数以下で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とする ③ 事業協同小組合で、特定事業を行う事業者またはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う事業者 ④ 特定事業を行う企業組合で、その事業に従事する従業員の数が20人以下の事業者 ⑤ 特定事業を行う協業組合で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者 ⑥ 医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者(上記①から⑤に掲げる事業者を除く)																								
長期の事業資金に対する保証	長期経営資金保証 (長経)	次のいずれかに該当する中小企業者 ① 業歴3年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間の決算において利益を計上し、債務超過でない ② 業歴5年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、前各号に準ずるもので債務超過でない ③ 前各号に準ずるもので債務超過でない ④ 申込人の所有する不動産の時価評価額合計に対する担保設定額の合計が70%以内 2. 申込人の正味資産が2億円以上 3. 工場、事務所、賃貸用の建物・構造物等の建設または購入資金であって今後とも利益計上見込み 4. 保証を3年以上継続して利用しており、3,000万円以上の残高実績がある																								
経営者保証を不要とすることで、起業・創業の促進を図るための保証	スタートアップ創出促進保証制度 (SSS保証)	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者(創業を予定している方) ① 事業を営んでいない個人で、2か月以内(※)に法人を設立し事業を開始する具体的な計画 ② 市区町村が実施する認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内(※)に法人を設立し事業を開始する予定の法人 ③ 事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である ④ 分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である ⑤ 事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である																								
SDGsに賛同し、社会課題の解決や未来社会の実現に向けて前向きに取り組む中小企業者を低保証料率でサポートする保証	SDGs推進応援保証制度 (SDGs保証)	SDGs(持続可能な開発目標)に賛同の上、社会的課題の解決や未来社会の実現のために、前向きに取り組もうとする、企業者																								
従業員の健康増進やダイバーシティ経営の推進に取り組む中小企業者を低保証料率でサポートする保証	健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度 (健康DS保証)	次の①または②のいずれかに該当する従業員数5人以上の中小企業者 ① 「健康企業宣言の誓い」、2 「トライくるみん」「くるみん」または「プラチナくるみん」、3 「安全衛生優良企業」、チナえるばし認定」、5 「ユースエール認定」、6 「どうきょう次世代育成サポート企業」、7 「TOKYO働き方改革宣言」を達成していること ② 以下のいずれかの取組を推進している 1. 従業員の健康診断受診率(直近)が80%以上であり、診断結果に所見があった場合に再検査の受診を推進している 2. 従業員に対しメンタルヘルスに関する啓発や教育を実施している 3. 多様な人材(女性、高齢者、外国人、障害者等)を雇用してその活躍を促し、ダイバーシティ推進に積極的に取り組んでいる																								
極度を設定し簡便迅速な資金調達をするための保証	貸付専用型 (当貸1)	同一事業3年以上で2期以上の申告(決算)を行っており、申込金融機関と6か月以上の与信取引がある中小企業者及び個人(個人) ①保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ② 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得が300万円以上を計上し、自己名義の不動産(法人) 保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上																								
	事業者カードローン (当貸2)	同一事業3年以上で2期以上の申告(決算)を行っており、申込金融機関と6か月以上の与信取引がある中小企業者及び個人(個人) ①保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ② 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅) 保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上																								
	創業カードローン (アーリーカード)	申込金融機関が今後とも支援育成したい中小企業者であって、申込時点で創業後5年以内であるもの																								
既存借入金を借り換えまたは一本化することで資金繰りを安定させるための保証	借換保証 条件変更改善型借換保証 (条改善借換)	次の各要件を満たす中小企業者及び組合 ① 保証申込時点において保証借付借入金の残高があること ② ①の既存借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っていること ③ 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと																								
資本市場からの資金調達を円滑にするための保証	特定社債保証 (私募債)	次の基準(1)~(3)について、①の要件を満たす中小企業者で、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たすこと <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準(1)</th> <th>基準(2)</th> <th>基準(3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 純資産の額</td> <td>5千万円以上3億円未満</td> <td>3億円以上5億円未満</td> <td>5億円以上</td> </tr> <tr> <td>② 自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>③ 純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> <tr> <td>④ 使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>⑤ インタレストカバレッジレシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準(1)	基準(2)	基準(3)	① 純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	② 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	③ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	④ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	⑤ インタレストカバレッジレシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
項目	基準(1)	基準(2)	基準(3)																							
① 純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上																							
② 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																							
③ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																							
④ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																							
⑤ インタレストカバレッジレシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																							
一定の財務要件のもとで経営者保証を不要とする保証	財務要件型無保証人保証 (財務無保証人)	※ご利用になる制度毎に、融資対象になる中小企業の範囲が異なります。 〔私募債〕は、中小企業信用保険法に定める「会社」 〔財務無保証人〕は、中小企業信用保険法に定める「中小企業者」																								
経営状況の定期的把握に基づき、更新可能な短期資金の提供で資金繰りの安定を支援する保証	短期一括連携保証制度 (短期一括)	申込金融機関と与信取引があり、次の①または②の要件を満たす中小企業者及び組合 ① 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上していることまたは債務超過でないこと ② 個人の場合は、直近の確定申告において所得金額があること																								
金融機関と当協会が連携して、まとまった資金を円滑に供給し、継続的な支援を行うことで事業の発展を支援する保証	ティアアップ成長支援保証 (ティアアップ)	申込金融機関が事業内容や成長性を適切に評価した上で、当協会と連携して支援育成していきたい方針である中小企業者(申込金融機関のプロパー融資と同時実行を要す)																								
東日本大震災により被害を受けた中小企業者の資金繰り支援のための保証	東日本大震災復興緊急保証 (震災緊急)	東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けた中小企業者及び組合																								
大規模な経済危機や災害等により影響を受けた中小企業者の資金繰り支援のための保証	危機関連保証 (危機関連)	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障が生じていることについて区市町村長の認定を受けた危機指定期間のみ利用可能																								
一定の要件を満たす中小企業者については保証人を徴求せず、また、専門家による支援・確認を受けた場合には低保証料率で、中小企業者の事業承継促進を図るための保証	事業承継特別保証制度 (承継特別)	次の①または②に該当し、かつ③に該当する中小企業者。 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日から3年以内に保証 ① 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ② 令和2年1月1日から令和3年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過し ③ 次のアからエまでに定める全ての要件を満たすこと。 ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率(注)が15倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入がないこと 注) EBITDA有利子負債倍率=(借入金+社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)																								
事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約するための資金に対する保証	事業承継サポート保証 (持株承継)	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約するための資金供給を必要としている、次の全ての要件を満たす持株会社 ① 事業会社の発行済株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定していること ② 持株会社の発行済株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること ③ 新たな法人として新たに設立され、初年度決算が未到来であること ④ 承継の対象となる事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること ⑤ 承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく																								
自主的な廃業を選択する中小企業者に対する保証	自主廃業支援保証 (自主廃業支援)	現在事業を行っている中小企業者であって、次の全ての要件を満たすもの ① 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの ② 直近決算が実質的に債務超過でないこと、完済が見込まれる債務について事業清算により完済が見込めること ③ バンクミーティング等(債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場)により計画の実行及び進捗の報告を行うもの																								
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図るための保証※1	伴走支援型特別保証制度 (伴走特別)	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 ① 経営行動計画を策定していること。 ② アからオのいずれかに該当すること。 ア セーフティネット保証4号の認定の取得 イ セーフティネット保証5号の認定の取得 ウ 最近1か月の売上高が前年同月比で5%以上減少していること。 エ 最近1か月の売上高総利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 オ 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。																								
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が事業再生計画等に従って事業再生を行うための資金に対する保証※1	事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度 (改善サガ感染)	中小企業再生支援協議会が作成に関与した計画や信用保証協会が事務局を務める経営サポート会議において検討、決定された事業再生を行うもの。																								

③ 返済資金以外の新規融資分を含む場合は、据置期間2年以内とする。
※1 信用保証料については、全事業者に対し、事業者負担が保証料率0.2%~1.15%になるよう国が補助。
※2 一定の要件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることで経営者保証を免除することができる。

	融資限度額	資金使途・融資期間	利率(年率)	連帯保証人	物的担保		
第1項に定める業種に属する事業 もののうち特定事業を行う事業者	1企業・1組合 2,000万円 ※全国の保証付融資残高 (または融資極度額)との 合計が2,000万円以下と なる必要があります	事業資金 証書貸付 10年以内 (据置期間1年以内を含む) 手形貸付 1年以内 手形割引 6か月以内 電債割引 6か月以内	金融機関 所定利率	法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある	原則として 無担保		
繰越欠損がない	1企業 原則として 3,000万円以上 2億円以内 100万円単位	運転資金 原則として5年以上15年以内 (据置期間6か月以内を含む) 設備資金 原則として5年以上20年以内 (据置期間6か月以内を含む)		法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要	不動産担保を要す		
画がある 内	1企業 3,500万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内または3年以内)		不要	不要		
またはすでに取り組んでいる中小	1企業・1組合 3,000万円	事業資金7年以内 (据置期間1年以内を含む)		金融機関 所定利率	必要に応じ		
4.「えるびし認定」または「プラ 言企業」、8.「東京ライフ・ワーク・	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金10年以内 (据置期間1年以内を含む)					
組合(組合は企業組合、協業組合)	1企業・1組合 100万円以上 2億8,000万円以内	事業資金 1年または2年				法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある	原則として 5,000万円超の 場合は必要
不動産(自宅・店舗等)がある 担保提供がある	1企業・1組合 100万円以上 2,000万円以内	1企業・1組合 300万円				原則として 不要	
組合(組合は企業組合、協業組合 ・店舗等)を所有する	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 15年以内 (据置期間1年以内を含む)②				原則として、借換 を行う既存の保証 条件と同じ。返済資金以外の新 規融資を含む場合は、通常の借入に 対する保証条件と 同じ。	
こと	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 1年				社債利息、発行 費用等は申込金 融機関に確認し てください	不要
満たす方 充足要件 必須要件 ストック要件 (1つ以上充足) フロー要件 (1つ以上充足)	発行最高限度額 5億6,000万円 (保証金額 4億4,800万円) *1回の最低発行額 3,000万円	事業資金 2年以上7年以内				金融機関 所定利率	不要
	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	運転7年以内 (据置期間1年以内を含む) 設備10年以内 (据置期間1年以内を含む) ※一括返済の場合は運転・設備とも2年以内					
	1企業・1組合 3,000万円	運転資金 1年以内					
	1企業・1組合 5,000万円	事業資金 7年以内 (据置期間6か月以内を含む)	法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある				
	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間2年以内を含む)					
中小企業者及び組合(国が指定し	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間2年以内を含む)					
申込みを行うものに限る。 ていないもの。	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む) ※既存のプロパー借入金(個人保証あり)の借換えも可能 ※融資対象②に該当する場合は、事業承継前における個人保 証を提供している既存借入金(申込金融機関以外のプロ パー借入金)の返済資金に限る	不要	必要に応じ			
事業承継の必要が生じていること	1企業 2億8,000万円	後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必 要な資金 15年以内 (据置期間2年以内を含む) ※持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総 数の3分の2以上を一括で取得する資金および附帯費用に限る	法人…必要となる 場合がある				
合意に至った廃業計画書に従って	1企業・1組合 3,000万円	廃業計画の実施に必要な事業資金 1年以内 (かつ終期は解散予定日より前)	法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある				
いる又は直近決算の売上高総利 している又は直近決算の売上高	1企業・1組合 1億円	事業資金 10年以内 (据置期間5年以内を含む)	法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある				
れた計画など、所定の計画に基づ	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 15年以内 (据置期間5年以内を含む) ※事業再生計画の実施に必要な資金に限る	経営者保証 免除対応(※2) を適用する 場合は不要				

保証金額の最高限度一覧表

保証金額の最高限度一覧表

(令和5年4月1日現在)

	区 分	個人・法人	組合等
一般 関 係 保 険 に 係 る 保 証	普通保険に係る保証	2億円	4億円
	無担保保険に係る保証 ※1	8,000万円	8,000万円
	特別小口保険に係る保証 ※2	2,000万円	2,000万円
	流動資産担保保険に係る保証	2億円	2億円
	公害防止保険に係る保証	5,000万円	1億円
	エネルギー対策保険に係る保証	2億円	4億円
	海外投資関係保険に係る保証	2億円	4億円
	新事業開拓保険に係る保証	2億円	4億円
	事業再生保険に係る保証	2億円	2億円
	特定社債保険に係る保証 ※3	4億5,000万円	—
	特定支払契約保険に係る保証 ※4	10億円	10億円
	破綻金融機関等関連特別保険に係る保証	5億円	—
	破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証	1億円	—
	特 例 関 係 保 険 に 係 る 保 証	特定新技術事業活動関連保証 ※5	3億円
経営安定関連保証 ※6 ※7		2億8,000万円	4億8,000万円
		3億8,000万円	4億8,000万円
危機関連保証 ※7		2億8,000万円	4億8,000万円
災害関係保証 ※7		2億8,000万円	4億8,000万円
労働力確保関連保証		2億8,000万円	4億8,000万円
中小小売商業関連保証		2億8,000万円	4億8,000万円
商店街整備等支援関連保証		2億8,000万円	—
伝統的工芸品支援関連保証		2億8,000万円	—
地域伝統芸能等関連保証		2億8,000万円	4億8,000万円
流通業務総合効率化関連保証		2億8,000万円	4億8,000万円
小規模事業者支援関連保証		2億8,000万円	—
中心市街地商業等活性化関連保証		2億8,000万円	4億8,000万円
中心市街地商業等活性化支援関連保証 ※8		5億6,000万円	—
社 外 高 度 人 材 活 用 新 事 業 分 野 開 拓 関 連 保 証	※9	2億8,000万円	—
		3億円	—
		3億円	—
経 営 革 新 関 連 保 証	※9	2億8,000万円	4億8,000万円
		3億円	6億円
		3億円	6億円

	区 分	個人・法人	組合等
特 例 関 係 保 険 に 係 る 保 証	経営力向上関連保証 ※ 9	2億8,000万円 3億円 3億円	4億8,000万円 6億円 6億円
	経営革新等支援関連保証	2億8,000万円	—
	情報処理支援関連保証	2億8,000万円	—
	先端設備等導入関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	事業継続力強化関連保証 ※ 9	2億8,000万円 4億円 3億円	4億8,000万円 6億円 6億円
	連携事業継続力強化関連保証 ※ 9	2億8,000万円 3億円 3億円	4億8,000万円 6億円 6億円
	特定連携事業継続力強化関連保証 ※ 10	2億8,000万円	—
	事業再生円滑化関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	事業再生計画実施関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	技術等情報漏えい防止措置関連保証	2億8,000万円	—
	創業関連保証	3,500万円	—
	連携創業支援等関連保証	2億8,000万円	—
	特定信用状関連保証	2億円	4億円
	特定中小企業再生支援関連保証	2億8,000万円	—
	周辺地域整備関連保証 ※ 11	2億8,000万円 3億円	4億8,000万円 6億円
	下請振興関連保証 ※ 12	2億8,000万円 2億円	4億8,000万円 2億円
	特定下請連携事業関連保証 ※ 11	2億8,000万円 4億円	4億8,000万円 6億円
	下請中小企業取引機会創出事業関連保証 ※ 13	2億8,000万円 3億円	4億8,000万円 6億円
	地域経済牽引事業関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	地域経済牽引支援関連保証	2億8,000万円	—
	農商工等連携事業関連保証 ※ 9	4億8,000万円 4億円 4億円	6億8,000万円 6億円 6億円
	農商工等連携支援関連保証	2億8,000万円	—
	経営承継関連保証	2億8,000万円	—

	区 分	個人・法人	組合等
特例関係保険に係る保証	特定経営承継関連保証	2億8,000万円	————
	経営承継準備関連保証	2億8,000万円	————
	特定経営承継準備関連保証	2億8,000万円	————
	経営承継借換関連保証	2億8,000万円	————
	商店街活性化事業関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	商店街活性化支援関連保証	2億8,000万円	————
	東日本大震災復興緊急保証 ※7	2億8,000万円	4億8,000万円
	情報提供支援関連保証	2億8,000万円	————
	商店街活性化促進事業関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	情報処理システム運用・管理関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	農林水産物・食品輸出促進支援関連保証	2億8,000万円	————
	供給確保関連保証 ※9	2億8,000万円 3億円 3億円	4億8,000万円 6億円 6億円

(注) 普通保険及び無担保保険に係る保証以外の保証は、法律等が定める特別の要件を具備した中小企業者等が対象となります。また、「組合等」については、個々の保険により対象となる組合が限定されており、すべての組合が対象となるものではありません。

※1 創業関連保証と合算での限度額です。

※2 他の保険を併用した場合は無担保保険に変更されます。

※3 普通保険に係る保証及び無担保保険に係る保証（それぞれの経営安定関連保証及び危機関連保証を除く。）との合計額は5億円が限度となります。

※4 普通保険に係る保証、無担保保険に係る保証（それぞれの経営安定関連保証及び危機関連保証を除く。）及び特定社債保険に係る保証との合計額は10億円が限度となります。

※5 新事業開拓保険に係る保証であり、他の新事業開拓保険に係る保証（一般関係保険及び特例関係保険）を含む限度額です。

※6 下段は経営安定関連6号の認定を受けた場合の限度額です。

※7 災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限る。）、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証及び危機関連保証は合算で5億6千万円（組合は9億6千万円）が限度となります。また、災害関係保証及び経営安定関連保証は合算で2億8千万円（組合は4億8千万円）が限度となります。

※8 保証対象者が特定会社の場合は、他の一般関係保険に係る保証及び中心市街地商業等活性化関連保証を含む限度額です。また、保証対象者が一般社団法人又は一般財団法人の場合は、中心市街地商業等活性化関連保証を含む限度額です。

※9 中段は海外投資関係保険に係る保証であり、他の海外投資関係保険に係る保証（一般関係保険及び特例関係保険）を含む限度額です。下段は新事業開拓保険に係る保証であり、他の新事業開拓保険に係る保証（一般関係保険及び特例関係保険）を含む限度額です。

※10 限度額は、他の一般分（大企業者になる前に中小企業者として利用した一般分）との合計額です。

※11 下段は新事業開拓保険に係る保証であり、他の新事業開拓保険に係る保証（一般関係保険及び特例関係保険）を含む限度額です。

※12 下段は流動資産担保保険に係る保証です。

※13 下段は新事業開拓保険に係る保証（一般関係保険及び特例関係保険）を含む限度額です。

一般社団法人・一般財団法人・特定会社等を対象企業とみなし取り扱う保証

一般社団法人・一般財団法人・特定会社等を対象企業とみなし取り扱う保証※

区 分	対 象 者
商店街整備等支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
伝統的工芸品支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
小規模事業者支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
中心市街地商業等活性化関連保証	中小企業者、特定会社、一般社団法人、一般財団法人
中心市街地商業等活性化支援関連保証	特定会社、一般社団法人、一般財団法人
経営革新等支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
情報処理支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
連携創業支援等関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
特定中小企業再生支援関連保証	認定支援機関（商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所、一般社団法人、一般財団法人）
地域経済牽引支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
農商工等連携支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
特定経営承継関連保証	認定中小企業者の代表者個人
特定経営承継準備関連保証	事業を営んでいない個人
商店街活性化支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
情報提供支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
技術等情報漏えい防止措置関連保証	一般社団法人、一般財団法人

※各特例関係保険の根拠法令が定める一定の要件（主務大臣の認定等）を満たす一般社団法人、一般財団法人、特定会社等に限られます。

※上記の保証以外の場合は医業を主たる事業とする一般社団法人及び一般財団法人のみ保証対象となります。

管理業務

信用保証書を交付すると、保証協会では融資の実行、返済をはじめ、名称住所変更等についての報告を受けて保証債権の管理を行います。また、保証条件に変更が生じるようなことがあれば金融機関から依頼を受けて協議等を行います。

貸付実行報告

取扱部署：管理部代位弁済課

信用保証書に基づき保証付融資が実行された場合、金融機関から伝送もしくは書面(貸付実行報告書)により、すみやかに報告していただきます。

信用保証書の有効期限は保証日の翌日から30日となっており、その期間に実行されることを要します。但し、都合により有効期間内に融資実行できない場合、60日以内であれば、書面(信用保証書有効期限延長依頼書)の提出により協会の承認を得て、実行することができます。

なお、確定日保証については保証条件の日付で融資実行していただく必要があります。

返済報告

取扱部署：管理部代位弁済課

融資条件に基づく約定返済、一部内入、繰上返済等返済を受けた場合、金融機関より伝送もしくは書面(償還報告書)にて報告していただきます。

各種報告

取扱部署：支店保証課等(保証審査担当部署)

保証契約に影響を及ぼさないような変更があった場合、書面(被保証人名称・住所等変更届出書)により報告していただきます。例えば、名称・住所の変更、組織変更、代表者変更(連帯保証人の追加を伴わないもの)等が該当します。

条件変更手続

取扱部署：支店保証課等(保証審査担当部署)、管理部管理統括課

貸付実行後に保証条件にかかる変更事由が生じた場合は書面(保証条件変更申込書・依頼書)を提出の上、保証協会の承認を得る必要があります。保証協会の承認を必要とする主なものとしては期間延長・返済方法の変更、連帯保証人の追加・解除、債務引受、担保の変更等があります。このうち、期間延長・返済方法の変更については担当地域の本・支店保証課等の保証審査担当部署、その他の変更は管理部管理統括課が担当します。

保証協会は承認後、金融機関に対して変更保証書を発行します。条件変更の手続完了後に報告の必要がある場合、変更実行報告書を提出していただきます。

事故報告

取扱部署：管理部管理統括課

保証付融資をご利用いただいている中小企業者等の信用状態が悪化し、債権の保全を必要とする事由や回収困難な事由が生じた場合、金融機関から書面(事故報告書)による報告が必要です。具体的な事由としては法的整理、不渡発生、差押等です。事故報告書を提出していただき、その後の対応について協議します。

協議の結果、引き続き金融機関に管理していただくか、保証協会が代位弁済の手続に移行するかの方向づけを行います。

代位弁済手続

取扱部署：管理部代位弁済課

保証協会と協議の結果、返済が困難であると判断された場合、金融機関は書面(代位弁済請求書)を提出の上、代位弁済請求を行います。金融機関からの代位弁済請求に基づき、保証協会が元金及び一定範囲の利息を支払い、求償権を取得します。

完済報告

取扱部署：管理部代位弁済課

保証付融資が完済となった場合、金融機関から伝送もしくは書面(償還報告書)にて報告していただきます。

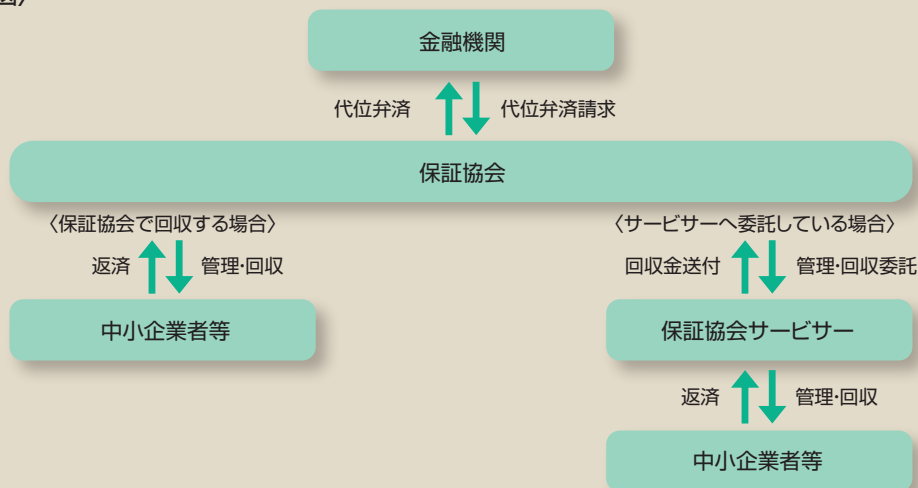
整理業務

中小企業者からの返済が困難な状況となると、金融機関と保証協会の協議の上、保証協会が金融機関に代位弁済を行い、求償権を取得します。

求償権取得後、保証協会は債権者として、直接、求償権の管理・回収を行います。回収にあたっては、債務者の実情に配慮しつつ、きめ細やかな管理を行い、公正かつ厳正な回収に努めています。

なお、無担保求償権については全国の信用保証協会が共同で設立した保証協会債権回収株式会社(保証協会サービサー)へ管理・回収を委託しています。令和4年度の保証協会債権回収株式会社東京営業所による委託回収額は55億円(前年度比104.9%)となっています。

〈関係図〉



〈保証協会債権回収株式会社の都内事業所一覧〉

○東京営業所／中央区新川1-23-4 I-Sリバーサイドビル5F-6F 03-6891-6140
 ○多摩分室／立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル7F 042-526-0531